

令和3年度

鹿児島大学大学院臨床心理学研究科
臨床心理学専攻（専門職学位課程）

学 生 募 集 要 項

一 般 選 抜

社 会 人 特 別 選 抜

外 国 人 留 学 生 特 別 選 抜

国立大学法人 鹿児島大学

〒890-0065 鹿児島市郡元一丁目21番30号

法文学部専門職大学院係 電話099(285)7504

目 次

学生募集要項

1	入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）	1
2	募集人員	1
3	出願資格	
	（1）一般選抜	1
	（2）社会人特別選抜	2
	（3）外国人留学生特別選抜	3
4	出願資格の個別審査	3
5	出願手続	4
6	出願に必要な書類等	5～6
7	選抜方法	7
8	入学試験日程	7
9	障害のある入学志願者の事前相談	8
10	試験場	9
11	合格者発表	9
12	入学手続	9
13	注意事項	10
14	追加合格	10
15	入試情報の公開・開示	10
16	個人情報の取扱いについて	11
17	奨学金	11
18	学生寮・国際交流会館	11
19	教育訓練給付制度	11
20	問い合わせ先	11

臨床心理学研究科の教育目的・研究内容

1	教育の目的	12
2	授業科目	12
3	教員スタッフ	12～13
4	履修について	14
5	臨床心理士資格試験受験資格	14
6	公認心理師試験受験資格	14

出願書類様式

令和3年度

鹿児島大学大学院臨床心理学研究科 臨床心理学専攻（専門職学位課程） 学生募集要項

1. 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

鹿児島大学大学院臨床心理学研究科は、臨床心理分野の高度専門職業人として、深い学識と卓越した能力及び職業倫理を身につけ、国民のこころの問題に即応した心理支援ができる臨床心理士を養成することを教育目標としています。

（1）臨床心理学研究科が求める学生像

- ・ 臨床心理学に関する専門的スキルを身につけたい人
- ・ 臨床心理学に関する実践力を身につけたい人
- ・ 臨床心理士資格の取得を目指す人
- ・ 臨床心理士資格を有しており、リカレント入学としてより高度なスキルや実践力を身につけたい人

（2）入学前に身につけておいて欲しいこと

- ・ 学士レベルの基礎的な知識とスキル
- ・ 臨床心理学及び心理学に関する経験と幅広い知識
- ・ 専門的心理支援を学ぶために必要となる柔軟な思考力と判断力

（3）入学者選抜の基本方針

教育目標に掲げる人材を育成する上で必要となる、専門科目（臨床心理学及び心理学に関するもの）、外国語科目（英語）、及び口述試験を課し、専門分野に関する知識や能力、英語の基礎的能力、臨床心理士になるための目的意識や適性等を評価します。

2. 募集人員

募集人員は、15人とする。入学者選抜試験は、一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜のいずれかによる。

3. 出願資格

（1）一般選抜

一般選抜入試を受験できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者又は令和3年3月までに卒業見込みの者
- ② 学校教育法第104条第7項の規定により、学士の学位を授与された者又は令和3年3月までに授与見込みの者
- ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は令和3年3月までに修了見込みの者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑧ 文部科学大臣の指定した者
- ⑨ 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- ⑩ 本研究科において、出願資格の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和3年4月1日までに22歳に達する者
- ⑪ その他本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 社会人特別選抜

社会人特別選抜入試を受験できる者は、心理職、その他臨床心理学等に関連する職場において常勤で令和3年3月31日までに2年以上の勤務経験を有する者及び過去において2年以上常勤として勤務経験（心理職、その他臨床心理学等に関連する職場）を有する者で、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者又は令和3年3月までに卒業見込みの者
- ② 学校教育法第104条第7項の規定により、学士の学位を授与された者
- ③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- ④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- ⑤ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑥ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- ⑧ 文部科学大臣の指定した者

- ⑨ 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- ⑩ 本研究科において、出願資格の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和3年4月1日までに24歳に達する者
- ⑪ その他本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(3) 外国人留学生特別選抜

外国人留学生特別選抜入試を受験できる者は、日本国籍を有しない者で次のいずれかに該当する者とする。

- ① 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は令和3年3月までに修了見込みの者
- ② 外国人留学生として、学校教育法第83条に定める大学を卒業した者又は令和3年3月までに卒業見込みの者
- ③ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ④ 本研究科において、出願資格の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、令和3年4月1日までに22歳に達する者
- ⑤ その他本研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4. 出願資格の個別審査

一般選抜の出願資格⑨、⑩、社会人特別選抜の出願資格⑨、⑩、又は外国人留学生特別選抜の出願資格④によって出願しようとする者は、事前に出願資格認定審査を個別に行うので、あらかじめその申請に必要な「出願資格個別審査の申請書類」を「5. 出願手続」の「(2)出願書類提出先及び問い合わせ先」にそれぞれ下記の要領で請求し、申請すること。受付時間は9時から16時までとする（12時から13時を除く）。

なお、郵送で「出願資格個別審査の申請書類」を請求する場合は、任意の様式に申請者の氏名・電話番号を明記したものと、384円切手を貼り返送先を記載した長形3号の封筒を同封すること。

出願資格の個別審査は以下の日程で行う。

「出願資格個別審査の申請書類」を令和2年7月22日(水)までに請求し、

令和2年8月17日(月)～8月20日(木)の期間に申請する（郵送の場合は期限内に必着のこと）。

出願資格個別審査の結果は、令和2年9月18日(金)付けで本人宛に通知する。

5. 出願手続

(1) 出願期間及び出願方法

令和2年10月20日(火)～10月27日(火)

なお、出願書類持参の場合の受付時間は、9時から16時までとする(12時から13時を除く)。

郵送の場合は、必ず「書留・速達郵便」とし、「臨床心理学研究科(専門職学位課程)入学願書在中」と朱書きされた本研究科所定の封筒に封入の上、期限内に必着のこと。

※ただし、土曜日、日曜日を除く。

※出願期間および出願方法に変更が生じた際には、

本研究科ホームページ(<https://cp.leh.kagoshima-u.ac.jp>)にて周知する。

(2) 出願書類提出先及び問い合わせ先

鹿児島大学法文学部専門職大学院係

〒890-0065 鹿児島市郡元一丁目21番30号

電話 099 (285) 7504

問い合わせは、9時から16時まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)

6. 出願に必要な書類等 (提出された書類等は一切返却しない)

(1) 入学願書	本研究科所定の用紙に必要事項を記入すること。
(2) 受験票・写真票	本研究科所定の用紙に必要事項を記入し、写真(カラー)は、出願前3ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽のもの(縦4.5cm×横4cm)を貼付すること。
(3) 検定料の振替払込 受付証明書(お客さま用)	検定料 30,000円 別紙所定の用紙により、郵便局の窓口で、検定料30,000円を払込み、受け取った「振替払込受付証明書(お客さま用)」の日附印欄の押印を確認の上、所定の用紙に貼付し提出すること。 <u>払込手数料は、依頼人負担です。</u> なお、郵便局での取扱時間 9:00~16:00に注意すること。
(4) 学業成績証明書	出身大学の学長(学部長)又は出身学校長が作成し、厳封したもの。外国語で記載されているものは、日本語訳を添付すること。
(5) 卒業(見込み)証明書	出身大学の学長(学部長)又は出身学校長が作成したもの。外国語で記載されているものは、日本語訳を添付すること。
(6) 学士の学位授与(見込み) 証明書	一般選抜及び社会人特別選抜の出願資格②該当者のみ提出。外国語で記載されているものは、日本語訳を添付すること。
(7) 受験承諾書等	官公庁又は会社等に在職している者で、現職のまま本研究科に入学を希望する者は、一般選抜又は社会人特別選抜の区別にかかわらず、その所属長又は代表者の受験承諾書を提出すること。また、社会人特別選抜で受験を希望する者は、心理職を証明するものとして辞令(写)等を提出すること。
(8) 卒業論文	【一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜のいずれも該当】 写しを提出すること。外国語で記載されているものは、日本語訳を作成し添付すること。 卒業論文が間に合わない者については、卒業論文の進捗状況にあるものを下記様式で作成し提出すること。 卒業論文を提出していない者はそれに準ずる程度の研究報告書(日本語で作成したものに限り)を下記様式で作成し提出すること。 様式: 40×40でワープロ原稿が望ましい。2,000字以上で記載すること。ただし、図表及び文献リストは文字数に含めない。最終ページの右下側に文字数を記載すること。

(9) TOEICのスコアシート	<p>【一般選抜, 社会人特別選抜, 外国人留学生特別選抜のいずれも該当】</p> <p>TOEIC Official Score Certificate の原本を提出すること。</p> <p>該当するのは <u>TOEIC Listening & Reading Test (公開テスト)</u> である。TOEIC Speaking & Writing Tests, TOEIC Speaking Test, TOEIC Writing Test, TOEIC Bridge Test や団体特別受験制度 (IP: Institutional Program) のスコアは受け付けない。<u>入試実施日から起算して過去2年以内に受験したものを有効とする。出願書類として提出されたスコアの差し替えは認めない。※TOEIC スコアシートの提出方法および提出期限に変更が生じた際は, 本研究科ホームページ (https://cp.leh.kagoshima-u.ac.jp) にて周知する。</u></p>
(10) 心理臨床活動計画書	<p>【一般選抜, 社会人特別選抜, 外国人留学生特別選抜のいずれも該当】</p> <p>入学後, どのような活動 (臨床心理学に関すること) をしたいかについて, 活動計画書 (注: 研究計画書ではない) を提出すること。</p> <p>(2,000字程度で様式は 40×40のワープロ原稿が望ましい。最終ページの右下側に文字数を記載すること。)</p>
(11) 臨床歴リスト	<p>【社会人特別選抜のみ】</p> <p>過去に臨床心理学に関連する臨床歴を有する者は, 臨床歴リスト (機関名, 職名, 期間, 職務内容等を明記のこと) を提出すること。</p>
(12) 身分証明書	<p>【外国人留学生特別選抜のみ】</p> <p>日本に在住する外国人は, 市区町村長の発行する「住民票の写し (在留資格が記載されたもの)」を, その他の者は, パスポートの写しを提出すること。</p>
(13) 日本語能力についての証明書等	<p>【外国人留学生特別選抜のみ】</p> <p>日本語能力試験 (JLPT) のN1に合格した成績証明書の原本又は, それ以上の日本語能力を有することが証明される公文書 (外務省又は在外公館の指定する機関) を提出すること。</p>
(14) 在学保証書	<p>【外国人留学生特別選抜のみ】</p> <p>本研究科所定の用紙を用い, 日本語で記載すること。</p>
(15) 履歴書	<p>【外国人留学生特別選抜のみ】</p> <p>本研究科所定の用紙を用い, 日本語で記載すること。</p>
(16) 受験票等送付用封筒	<p>本研究科所定の封筒に, 住所, 氏名及び郵便番号を明記し, 384円分の切手を貼ること。</p>
(17) あて名シール	<p>所定の用紙2枚に, 合格発表日以降に郵便を確実に受け取ることができる住所等を記入すること。</p>

(注) 日本語以外で書かれた証明書, 文書, 資料等には, それぞれ日本語訳を添付すること。

入学志願者への注意事項

本研究科では, 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置 (夜間授業の履修) に基づき昼夜開講を行うことがある。

7. 選抜方法及び配点

出願書類で提出された外国語（英語）試験 TOEIC のスコア（TOEIC Official Score Certificate）、筆記試験（専門科目）と口述試験の総合得点により順位付けを行い、合否を決定する。

(1) 外国語（英語）試験は、提出された TOEIC のスコア（TOEIC Official Score Certificate）を換算して、選抜時の外国語（英語）得点とする。

(2) 筆記試験は、専門科目（臨床心理学及び心理学に関するもの）である。

(3) 口述試験は、筆記試験を受けた者を対象とし、あらかじめ提出された心理臨床活動計画書等の書類を中心に臨床心理学の知識を問うとともに、臨床心理士になる意志の確認や対人援助職としての適性などを審査する。

(4) 配点

区分	外国語（英語）	筆記試験（専門科目）	口述試験
一般選抜・外国人留学生特別選抜	99点	200点	200点
社会人特別選抜	99点	150点	250点

8. 入学試験日程

試験日	試験科目	一般選抜・社会人特別選抜・外国人留学生特別選抜
<u>令和2年11月21日</u> （土）	学力検査 （専門科目）	10:00～12:00
<u>令和2年11月22日</u> （日）	口述試験	10:00～

※ 口述試験の受験資格者数は、定員の約3倍までとする。

※ 口述試験の受験資格者は、令和2年11月22日（日）9時に総合教育研究棟正面玄関に掲示する。

9. 障害のある入学志願者の事前相談

本研究科に入学を志願する者で、障害（下表参照）がある場合は、受験上及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、あらかじめ本研究科に相談すること。また、補聴器、松葉杖、車椅子等を使用している場合も事前相談すること。

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度なもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者 (身体虚弱者を含む。)	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

※ 学校教育法施行令第22条の3の規定に準拠した。

(1) 時 期

相談の内容によっては、本研究科の試験までに対応できず、特別な配慮が講じられないこともあるので、令和2年9月4日(金)までに相談すること。

(2) 方 法

電話での相談又は本研究科での相談いずれでも構わないが、場合によっては下記事項等を記載した書類（様式任意）提出を求める場合がある。

- ① 志願大学院研究科、氏名、生年月日
- ② 障害の種類、程度（医師の診断書が必要な場合がある。）
- ③ 受験の際、特別な配慮を希望する事項及び内容
- ④ 大学等在学中にとられていた特別な配慮
- ⑤ 日常生活の状況
- ⑥ 本人の現住所及び電話番号
- ⑦ その他参考書類（身体障害者手帳等の写し）

10. 試験場

鹿児島大学法文学部 鹿児島市郡元一丁目21番30号

JR鹿児島中央駅から徒歩約29分

市営バス⑨⑪⑳番線又は鹿児島交通バス18 19番線「法文学部前」下車徒歩約3分

南国交通バス30番線「鹿大教育学部前」下車徒歩約3分

市電「唐湊（とそ）」又は「工学部前」下車徒歩約3分

JR指宿枕崎線「郡元駅」下車徒歩約12分

11. 合格者発表

令和2年12月14日（月） 10時（予定）

総合教育研究棟正面玄関に掲示するとともに、合格者には、本人あて合格通知を送付する。

また、本研究科ホームページ(<https://cp.leh.kagoshima-u.ac.jp>)にも合格者の受験番号を掲載する。

なお、電話等による照会には、一切応じない。

12. 入学手続

(1) 入学手続日時

令和3年1月25日（月）～1月26日（火）

受付時間は、9時から16時までとする（12時から13時を除く）。

(2) 入学手続場所

鹿児島大学法文学部専門職大学院係

(3) 入学料及び授業料

入学料 282,000円（予定額）

授業料 前期分 267,900円（年額535,800円）（予定額）

*授業料改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用される。

*入学料及び授業料については、それぞれ免除及び徴収猶予制度があるので、希望者は早めに手続きについて、鹿児島大学学生部学生生活課経済支援係（電話099-285-7033）に問い合わせること。

*入学手続後に入学を辞退する場合、入学料徴収猶予又は入学料免除の申請は無効となり、入学料を納入していただくことになります。

13. 注意事項

- (1) 出願書類に不備がある場合は受理しない。
- (2) 出願後の提出書類の内容変更はいかなる理由があっても認めない。
- (3) 一度受理した出願書類は、いかなる理由があっても返却しない。
- (4) 既納の検定料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還しない。
 - ア. 検定料を払い込んだが、出願しなかった場合
 - イ. 検定料を誤って二重に払い込んだ場合
- (5) 受験者は、試験当日、受験票を必ず持参すること。

14. 追加合格

追加合格を行う場合は、追加合格候補者に対して、入学願書に記載された連絡先の電話番号に連絡する。

15. 入試情報の公開・開示

入試情報の公開

臨床心理学研究科のホームページに以下のとおり公開する。

公開事項	公開時期
志願者数 受験者数	試験終了後
合格者数	合格者発表後
入学辞退者数 入学者数	<u>令和3年4月1日(木)以降</u>

入試情報の開示

- (1) 試験問題、配点及び出題の意図は、請求に基づき鹿児島大学法文学部専門職大学院係で開示する。
開示の時期は、試験問題及び配点については試験終了後、出題の意図については合格者発表後とする。
- (2) 受験者本人からの請求に基づき、本人の各試験科目の得点、総合得点、面接等の評価、合否の別を開示する。開示を希望する者は、鹿児島大学法文学部専門職大学院係（電話 099-285-7504）に問い合わせること。ただし、開示期間は合格者発表後令和2年12月14日(月)～令和3年2月12日(金)までの2ヶ月間とする。

16. 個人情報の取扱いについて

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の制定に伴い、志願者から提出された出願書類等の個人情報については、入学者選抜・合格発表・追跡調査及びこれらに付随する事項並びに入学後の学務業務における学籍・成績管理、修学指導等、授業料の債権管理を行うためのみに利用し、他の目的には使用しない。

17. 奨学金

日本学生支援機構の奨学金の貸与を希望する者は、選考の上、奨学生に採用される（外国人留学生を除く）。

18. 学生寮・国際交流会館

本学には、学生寮及び外国人留学生の居住施設として国際交流会館がある。入居を希望する者は、学生寮については鹿児島大学学生部学生生活課（電話 099-285-7340）、国際交流会館については鹿児島大学学生部国際事業課留学生係（電話 099-285-7325）に問い合わせること。

19. 教育訓練給付制度

臨床心理学研究科臨床心理学専攻は、平成30年度から厚生労働省の専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座として認定を受けている。

20. 問い合わせ先

各項目に関する事、その他不明な点については、下記問い合わせ先まで連絡すること。

鹿児島大学法文学部専門職大学院係

〒890-0065 鹿児島市郡元一丁目21番30号

電話 099 (285) 7504

問い合わせは、9時から16時まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

臨床心理学研究科の教育目的・研究内容

1. 教育の目的

本研究科では、(1)地域文化を視野に入れた心理臨床ができる人材の輩出 (2)個人を対象とした心理支援だけでなく、集団支援、地域支援、危機介入支援のできる人材の輩出を目指して、臨床心理学やその実践を中心に充実した隣接する心理学スタッフを配置し、教育、福祉、医療、司法・矯正、産業などの幅広い領域で活躍できる臨床心理分野の高度専門職業人である臨床心理士の養成を専門的に行う。

2. 授業科目 (令和2年度現在)

	授 業 科 目
臨 床 心 理 学 専 攻	臨床心理学原論, ◆臨床心理面接学原論(心の健康教育に関する理論と実践), ◆臨床心理査定演習 I (心理的アセスメントに関する理論と実践), 臨床心理査定演習 II, ◆臨床心理面接演習 I (心理支援に関する理論と実践), 臨床心理面接演習 II, 臨床心理事例研究演習 I・II, 臨床心理査定・面接実習 I・II・IV, ◆臨床心理査定・面接実習 III(心理実践実習), ◆臨床心理関連行政論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開), ◆臨床心理実践研究 I・II・III・IV(心理実践実習), ◆臨床心理地域援助実習 I・II・III・IV(心理実践実習), 総合的事例研究演習 I・II, ◆学校心理臨床論(教育分野に関する理論と支援の展開), ◆福祉心理臨床論(福祉分野に関する理論と支援の展開), 医療心理臨床論, 司法・矯正心理臨床論, ◆臨床精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開), 臨床心理倫理特論, 児童期心理臨床論, 成人・老年期心理臨床論, 発達障害者心理臨床論, 臨床心理支援特論, 臨床心理査定特論, 遊戯療法論, 集団心理臨床論, ◆ストレスマネジメント論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開), 認知行動療法論, 臨床心理学入門, 学習・行動心理学特論, 認知心理学特論, 社会心理学特論, 生涯発達論, ◆コミュニティ心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践), 臨床精神薬理学特論 ※◆は、公認心理師資格取得にかかる必修科目である。なお、括弧内は公認心理師対応科目名である。

3. 教員スタッフ —臨床・学問領域と研究内容—

[専任]

稲谷ふみ枝 (教授) 臨床心理学・健康心理学: 生涯発達における高齢者の心理と老年期の心理臨床について研究している。認知症高齢者や家族介護者を対象とした心理療法やコミュニケーション法の実践研究, 産業・労働分野では介護や看護専門職を対象にした共感技法を開発しストレス支援に取り組んでいる。

宇都宮敦浩 (教授) 臨床心理学・非行臨床心理学・犯罪心理学: 少年鑑別所や刑務所における実務経験をもとに、司法・矯正領域の心理臨床を志す学生の育成に取り組んでいるほか、わが子の非行で悩む保護者への支援を行っている。

大石 英史 (教授) 人間性心理学・学校臨床心理学: パーソンセンタード・アプローチの立場から、学校臨床領域における不登校・ひきこもり支援, 及びオープンダイアログを取り入れた心理臨床的アプローチに関する実践と研究を行っている。

久保 陽子 (教授) 臨床心理学: 力動的心理療法の立場から心理臨床実践と事例研究を行っている。特に、心身の疾患を抱える子どもとその家族を対象にした小児科領域の心理療法と描画法や箱庭

療法などの非言語的表現を用いた心理療法の実践的研究に取り組んでいる。

中原 睦美（教授）臨床心理学：支持的心理療法をベースに力動的な観点を重視した心理療法の実践及び質的研究（事例研究等）に取り組んでいる。とくに、学校領域や医療領域における心理臨床活動、ロールシャッハ法やコラージュ療法を導入した実践事例研究に取り組んでいる。

高橋 佳代（准教授）臨床心理学・発達臨床心理学：乳幼児期から青年期における子どもの心身の発達を促進させる援助技法の研究を行っている。特に虐待を受けた児童や発達の偏りを持つ児童を対象に、プレイセラピーや描画法、臨床動作法など非言語アプローチに注目した実践研究や国際協力分野における心理臨床の検討を行っている。

中村 真樹（准教授）臨床心理学・教育心理学・発達心理学：発達障害児・者における情動発達や自己理解の発達に関する調査研究および実践研究を行っている。特に、グループアプローチや描画を通して、生涯発達の变化に着目した研究を行っている。さらに、質問紙や描画を通して、児童の心理的発達について研究を行っている。

吉村 隆之（准教授）臨床心理学・学校臨床心理学：個人と環境の関係に着目してネットワークを活用した支援の研究を行っている。特に、スクールカウンセリングが展開するプロセス、いじめ防止対策推進法にもとづく対応、学級の荒れからの回復について、現在は実践研究を行っている。

[兼務・非常勤]

富原 一哉（教授）比較心理学・神経科学：主に社会行動の基礎的メカニズムに関して、生物学的観点から研究を行っている。

飯田 昌子（准教授）臨床心理学：児童・思春期における心理的問題、児童虐待及び危機介入の方法論について研究を行っている。

大藪 博記（准教授）社会心理学：主に協力関係の構築に関して、進化・適応論的視点を重視した実証的研究を行っている。

川池 陽一（准教授）精神医学：精神科診療に従事するとともに、精神保健判定医や精神病院実地審査委員などで司法、行政の業務にも携わっている。

関山 徹（准教授）臨床心理学：投映法（TAT やロールシャッハ法）を用いた心理査定や学校コミュニティにおけるチーム支援（不登校や学校災害）に関する研究を行っている。

横山 春彦（准教授）認知心理学：人間の認知の活動（知覚、記憶）を研究対象としている。

服巻 豊（講師（非））臨床心理学・精神薬理学：臨床動作法を用いた疼痛ケアならびに臨床動作法のメカニズムに関する研究、ストレスマネジメントの実践研究を行っている。緩和ケア、透析ケアなど慢性身体疾患を抱える人々への心理療法を通じた生活支援の在り方について検証している。

松浦 隆信（講師（非））臨床心理学・臨床社会心理学・森田療法：不安障害をはじめとする心理的諸問題に対する外来森田療法を用いた臨床実践と研究に取り組んでいる。また、社会心理学などの基礎心理学諸理論を援用し、不安・抑うつ発生のメカニズム及び介入方法に関する実証研究を行っている。

山喜 高秀（講師（非））臨床心理学：児童・思春期の心理療法、特に被虐待児童の心的外傷の入所治療に関する実践的研究を行っている。

4. 履修について

(1) 昼夜開講制

大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例措置（昼夜開講制）の趣旨を活用し、職業を有する社会人の受け入れを行う。

(2) 学 位

本研究科において、必修科目を含めた所定の単位（46 単位以上）を修得した者には「臨床心理修士（専門職）」の学位が与えられる。

5. 臨床心理士資格試験受験資格

本研究科を修了後、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が実施する直近の臨床心理士資格試験の受験資格を得ることができる。その際、小論文試験は、免除される。

6. 公認心理師試験受験資格

公認心理師については、大学（学部）で指定科目を修得して卒業し、かつ本研究科入学後、本研究科が指定する公認心理師対応科目を全て修得して修了することで、受験資格を得ることができる。

なお、本研究科では大学（学部）における指定科目修得状況の確認は行わない。